

論 説

会計利益モデルの生成と変容

奥 村 陽 一

目 次

- I. 原価主義会計の生成
- II. 原価主義会計の相対化
- III. 会計利益モデルによる歯止め
- IV. 純資産簿価モデルの台頭
- V. むすびにかえて

本稿の目的は、原価主義を計算構造の基本にすえた会計利益モデルの変容を跡づけ、その意義を明らかにすることにある¹⁾。そこでの中心問題は、形を変えて繰り返されてきた「原価か公正価値か」という測定属性の選択や併存のありようである。

I. では、米国および日本の生成期会計原則運動をとりあげ、原価主義会計（＝会計利益モデル）の論理的特徴を明らかにする。II. では、FASB 概念フレームワークと日本の時価会計論議において、原価主義会計がどのように相対化されたのかを見る。III. では、日本版概念フレームの立ち位置を探り、それが会計利益モデルとして踏みとどまっていることを明らかにする。IV. では、FASB/IASB 改訂概念フレームワーク（FASB [2010] SFAC 第 8 号）に至る展開を見て、これが会計利益モデルを解消して純資産簿価モデルに向かう会計観を示していることを明らかにする。V. では、こうした会計利益モデルの変容の意義について若干のコメントを加える。

I. 原価主義会計の生成

1. 生成期原価主義会計の論理

原価主義会計が 1930～40 年代の米国会計原則運動をつうじて形成されたことは、よく知られている。なかでも『会社会計基準序説』（Paton and Littleton [1940]; 以下、『序説』と呼ぶ）は、1936 年会計原則試案（AAA [1936]）の理論的基礎を論じたものであるが、原価主義会計の普及に絶大な影響を与えたことで有名である²⁾。同試案では、「会計は本質的に、評価のプロセスではなく、歴史的な原価と収益を、当期と次期以降の会計期間に配分するプロセスである」（AAA

1) 本稿は、日本会計研究学会特別委員会中間報告『会計基準の国際統合と財務報告の基礎概念』（2011 年 9 月）における拙稿「第 2 章 企業会計原則と概念フレームワーク」に若干の加筆を行い、改編したものである。

2) 『序説』は、「アメリカ会計文献のなかでおそらく最も強い影響力をもった著作」であり、「当時の会計実務を合理化したものであったが、ほとんど前例のないほど理論的に抽象化して説明されている」のが特徴である。執筆の多くは演繹論者ペイトンによるが、価格総計及び終章の「解釈」という中心的なテーマは帰納論者リトルトンの考えを反映しているという（AAA [1977]; 染谷訳 [1980] 20 頁, 65 頁）。

[1936] p.188) と、原価主義会計の特徴を端的に述べている。『序説』においても同様に、「会計の主目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスをつうじて、期間利益を測定することである。収益に割り当てる費用の入帳価額を現在市場価額の見積額に置き換えることは、利益測定の標準的スキームを根底から覆してしまうことにつながるであろう」(Paton & Littleton [1940] p.123) と、評価を排除する姿勢を明確に打ち出している。

原価主義と対置される「評価」は、そもそも法に要請されたものである。「法の課題は権利の侵害を測り、損害を受けた側の状況が復旧されたかどうかを見極めることにある。……その目的からは、各種の権利分に関する決定が今直ちに行いうるよう資産を価格づけ、また評価することが必要となろう。」これに対して、会計は事業活動の継続性を仮定しており、「その課題は事業活動の不断の流れをできるだけ真実にまた有意義に測定すること、すなわち費用と収益との現在および将来への配分にある。……〔それは、〕原価を組織的に跡づけることによって一層有効に果たされるのである」(Paton & Littleton [1940] p.11) と、違いを示している。

では、『序説』のいう「原価」とは何か。「会計が価値を記録するという表現は誤解を生じ易い。ある交換の対価または価格総計は、その交換の瞬間において買手と売手とが相互に同意しあった評価をあらわすもので、かかる価格総計の記録はこのような限定された意味において、またその瞬間についてのみ価値の記録と見なされるにすぎない。その交換の瞬間以後はその価値は変わるかもしれないが、記録された価格総計は変わることはない。会計にとってはこの価格総計こそ、多種多様の取引を同質的な尺度で表すための最上の手段である」(Paton & Littleton [1940] p.12)。このように、原価は「価格総計」(price-aggregate) と表現されている。原価は交換の一瞬を除いて価値と一致する保証はない。それは、「記録された価格総計」という表現に見られるように、測定された対価または記録された事実を意味しているのである³⁾。

このような原価の把握は、「検証力ある客観的な証拠」(verifiable, objective evidence) と結びついて、原価主義会計の妥当性を論拠づけている。『序説』は、英国における職業的監査の発展を例にあげて次のように説明している。「記録された収益は、独立した当事者間の真正の販売 (bona fide sales) にさいして作成された客観的な証拠を基礎とする場合にのみ有効とみなされたし、記録された費用は、取引に関する信頼性ある書類に備わる客観的な証拠を基礎とする場合にのみ有効とみなされた。……かくして、検証力ある客観的な証拠は、会計の重要な要素となり、信頼しうる情報を提供とするという会計の機能を適正に遂行するうえで必要とされる付随的要素となったのである」(Paton & Littleton [1940] p.18)。

ここでいわれる検証可能性 (verifiability) こそ、受託責任 (stewardship accounting) という

3) 新井 [1978] では、『序説』の考え方を「原価即事実説」と呼び、ペイトンの主張する「原価即価値説」に立つものではないとしている。原価即事実説 (測定対価主義) はリトルトンの考え方であり、それは次の見解に示されているという。「会計は、記録機能をもつものであって評価機能を果たすものではなく」(Littleton [1929], p.153), 原価は確定した事実を表現するがゆえに採用されるのである (344-346 頁)。

会計目的観と結びついて原価主義会計を強固に支えてきた概念である。委託者（株主）から財の保全・管理を委託された受託者（経営者）は、その執行状況を報告することによって会計責任が解除される。その報告にあたって信頼性を担保するのが検証可能性であり、そのためには独立当事者間の取引とこれを裏づける客観的な証拠が必要である。ゆえに、外部取引をベースにした価格総計のインプット（＝原価と実現収益による測定）、および実現収益と対応づけられた原価配分の継続的な記録（＝複式簿記等の組織的記録手段の活用）を不可欠の手續きとするのである。

株式会社時代の受託責任の遂行は、たんに「財の保全・管理」だけでは十分ではなく、「財の効率的運用」についても、経営者はその責任を果たすことが求められる。「財の効率的運用」は、企業の収益力によって示される。つまり、「企業の価値の重要な基礎は——原価価格、取替価格あるいは販売ないし清算価格ではなく——収益力である。それゆえ、損益計算書が、もっとも重要な会計報告なのである」（Paton & Littleton [1940] p.10）。また、「会計は、何よりも、剰余、残高、すなわち企業にとっての費用（＝努力）と収益（＝成果）との差額を計算する手段として存在する。この差額は経営能率を反映しており、資本を提供し、また最終的な責任を負う人々にとってはとくに重要である」（Paton & Littleton [1940] p.16）。このように『序説』は、受託責任の観点から損益計算書をもっとも重要な会計報告に位置づけているのである。

こうした生成期原価主義の論理が、「1920年代の恣意的資産評価・資本金の利益金化実務に対するアンティ・テーゼ」（津守 [2002] 122頁）として、また「〔法的な〕純財産増加的計算思考ないし貸借対照表的アプローチそのものの内部では到底克服しえない根本的な欠陥」（津守 [2002] 112頁）から脱却する方途として掲げられたことを忘れてはならない。実現と未実現を区別せずに、実現利益と資本的利得・損失をすべて利益として扱う純財産増加的利益に対して、現金収支に枠づけられた原価主義会計は、ストック面でもフロー面でも自ずと未実現利益を排除する計算構造を形作っている。これによって投資者を保護すると同時に、経営者の関心と努力を実現利益に集中させることが、原価主義会計に込められた会計規制観であった。

生成期原価主義会計に示されたような利益計算構造を基本とし、収益力推定の基礎である会計利益の計算に焦点をあてたモデルを、本稿では「会計利益モデル」⁴⁾と呼ぶことにする。

4) リトルトン⁴⁾は経済学のいう利益観や法のいう利益観から峻別される会計利益観として、経営的観点（managerial aspect）を強調している。経済学はリスク、変化、不確実性を利益（＝富の増加）の源泉と考えているが、利益の大きさは取引における投機的状況を克服し、変化や不確実性を機会に変える企業家の手腕や才覚に応じて決まる。このように経営的観点から会計利益を位置づけた場合、企業家はそれを実現収益と原価の差額として確かめる外ないというのである（Littleton [1928] pp.278-288）。

2. 企業会計原則とトライアングル体制

わが国企業会計原則は、米国の会計原則運動に学び、その強い影響を受けて導入された⁵⁾。企業会計原則の設定当時 (1949 年)、損益計算書は無きに等しい状況で、前節で述べたような会計利益モデルの導入はパラダイムの一大転換 (「教科書が書き改められた」) (黒澤 [1984] 10 頁) を引き起こすものであった。当時のわが国商法は、これとは 180 度立場を異にする「財産目録主義」(時価以下主義) に立っていたからである。企業会計原則は「何度改訂されても常に中間報告」(黒澤 [1984] 10 頁) といわれるように、4 回の修正をつうじて商法との調整を終えるまでに、およそ 30 年の歳月を要している。

その利益計算構造は、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現損益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」(第二、一、A) という発生主義の原則に凝縮されている。「全体収支=全体損益 (=期間損益の総和)」という仮定のもとに期間損益計算が位置づけられ、「支出・収入→費用・収益→資産・負債」と、収支を基点とした構成要素の認識が行われる仕組みである⁶⁾。

商法の時価以下主義は、1911 (明治 44) 年いらい一貫して堅持されてきた考え方で、企業財産について売却時価を上限として評価することを要求するものである。債権者に対する担保価値ないし清算価値を測定・開示することが、その趣旨であった。時価以下主義では、未実現評価益の計上や、財産を不当に低評価して秘密積立金を設定する実務が抑止できないため、1938 (昭和 13) 年に営業用固定資産に原価以下主義が導入されたものの、商法の考え方は変わらなかった。連続意見書には、これに対する企業会計原則の側からの批判が展開されている。たとえば、棚卸資産の評価についての連続意見書第四 (1962 年) では、次のようにいう。「棚卸資産の貸借対照表価額は、貸借対照表日における即時換金額をあらわさなければならないとし、または、貸借対照表日現在の棚卸資産を通常の営業過程において販売する場合の正味実現可能価額をあらわさなければならないとし、あるいは貸借対照表日における再買原価又は再造原価をあらわさなければならないとする考え方すなわち時価主義は、財産貸借対照表の概念から導き出された評価思考であって、適正な期間損益計算を目的とする決算貸借対照表には適用され得ない。時価主義による評価を行なうならば、一期間の損益が他の期間に帰属すべき損益によってゆがめられる結果がもたらされる」(第一、二、1) と。また、有形固定資産の減価償却

5) 最近の研究 (石原 [2008] 179 頁) では、わが国の企業会計原則は、米独諸学説なかでもペイトン・リトルトン『会社会計基準序説』およびリトルトン学説の強い影響を受けて形成され、実務に既に存在していた収益費用アプローチを徹底する規約になったと指摘している。

6) 「会計数値は究極的に収入支出に帰着し、期間計算 (決算) ではこの配分が問題になるとし、この配分を確実にするために複式簿記があると考える」(新田 [2001], 2 頁) のが、わが国の特徴である。わが国の企業会計原則は、米国の影響とともに、ドイツ貸借対照表学説のつよい影響を受けて形成されており (津守 [2002] 336 頁)、それゆえ収支計算を会計の枠とする考え方が根強く支持されてきたのである。

を論じた連続意見書第三（1960年）では、「利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである」（第一、二）として、商法規定にある「相当ノ減損額ヲ控除」という文言が、「任意、不規則の評価方法を意味するもの」（第二、一）と解され、「減価償却費が過大又は過小」になり、「配当可能利益の大きさも歪められることとなる」（第二、二）と批判している。繰延資産についての連続意見書第五（1962年）でも、「繰延資産が貸借対照表における資産の部に掲げられるのは、それが換金能力という観点から考えられる財産性を有するからではなく、まさに、費用配分の原則によるものといわなければならない」（第一、二）と、商法の求める財産性に論難を加えている。

1962（昭和37）年商法改正では、企業会計原則との調整を図るために原価主義が導入され、財産目録の総会提出書類からの除外、固定資産への「相当の償却」の導入、有償取得のれんの貸借対照表能力の容認、開業準備費等の4つの繰延資産の容認、引当金規定とりわけ法的債務性のない負債性引当金の計上容認が進められた。ここに示されているのは、「取得原価固定価額主義」ともいうべき徹底した原価主義の見地である⁷⁾。これらは継続企業を前提とする会計処理であるが、わが国が戦後復興を終え高度経済成長を迎えていたことから、とくに上場大企業においては収益力を開示する立場からも、配当可能利益を計算する立場からも、商法近代化に資する改正として是認されたものである。

商法会計の機能は、配当可能利益計算をつうじた利害調整である。利害調整（「1円を争う利害の線引き」）をよりよく果たすには、①維持すべき資本と投資回収余剰たる配当可能利益を算定し、資金提供者の請求権の大きさを明らかにしなければならない。その信頼性を担保するには、②客観的な取引にもとづく適正な期間損益計算が不可欠である。さらに検証可能性を保証するため、③客観的証拠にもとづく継続的組織的な帳簿記録（複式簿記）が求められる（藤井[1996]256-260頁）。企業会計原則は対応と実現を認識規準としており、ここでいう貨幣資本維持の機能が内包されているため、商法会計の要請にも適うものであった。

企業会計原則と商法との調整は、その後は強行法規たる商法に企業会計原則が組み込まれて商法優位の特徴を帯びる。やがて、証券取引法・企業会計原則にもとづく監査・開示システムは、商法による処分可能利益計算、商法上の確定決算に基づく課税所得計算と結びついて、互いに牽制・浸透しあうトライアングル体制を形成して発展を遂げる。このトライアングル体制

7) もっとも商法は、原価主義の導入とともに、その枠内での資産価額の切り下げを許容ないし強制する規定を置いており、担保価値ないし清算価値に対するこだわりを捨てたわけではない。①流動資産（とくに棚卸資産）および社債券、取引所に相場のある株式の評価における低価法の容認、および時価が著しく低下し回復の見込みなき場合の評価減の強制。②取引所に相場のない株式の財政状態が著しく悪化した時の相当の減額の強制。③金銭債権及び取引所の相場なき社債券について、取立不能見込額控除の強制。④固定資産の予測不能減損額控除の強制等である（森川[1991]45-47頁）。

こそ、企業会計原則にとって「暗黙の概念フレームワーク」(新井・白鳥 [1991], 28 頁)であった⁸⁾。このようにわが国の原価主義会計は、利害調整機能の枠組みの中で情報提供機能を果たす会計利益モデルとして定着・発展を遂げたのである。

II. 原価主義会計の相対化

1. FASB 概念フレームワーク

『序説』では、資産が次のように位置づけられていた。「生産のために取得された要素で経営過程のなかで正当に売上原価または経費として取り扱われうる点にまで未だ達していないものは資産と呼ばれており、そのようなものとして貸借対照表に表示されている。しかしながら、このような資産が事実上《未決状態の対収益賦課分》(revenue charges in suspense)であり、次期以降に費用または経費として収益と対応せしめられるのを待っているのだということを見逃してはならない」(Paton & Littleton [1940] p.25)。このように資産は、たんなる「計算擬制項目」の位置づけしか与えられていなかった。これでは、繰延費用・繰延収益・引当金といった将来収益との対応項目の計上を際限なく許すことになる。FASB は発足当時(1973 年)、既に「研究開発費の資産計上」「自家保険引当金の負債計上」という厄介な問題に直面しており、これに安定的な解を与えるには従来とは全く異なるアプローチが必要であると考えた。それが、概念フレームワークの構築である。概念フレームワークは、①会計基準設定におけるピースミール・アプローチの克服、②会計基準の設定・改廃の判断基準となる概念的基礎の提供、③政治的に左右されない基準設定を主眼としていた。これらは、先行する会計基準設定機関 (CAP や APB) が試みては、何度も失敗を繰り返してきたことであつた⁹⁾。

はたして FASB 概念フレームワークには、どのような内容が盛り込まれたのか。まず、その討議資料 (FASB [1976]) において、それまで唯一の会計利益モデルであつた原価主義会計を収益費用アプローチと呼び、これに代替するアプローチとして資産負債アプローチを指定した。また、投資意思決定に有用な情報提供を主要な目的とした場合、財務情報の質的特性については目的適合性と信頼性がトレードオフ関係にあることを示した。このように、原価主義会

8) トライアングル体制下では、商法や法人税を無視して資産 (たとえば市場性ある有価証券) の時価評価や評価益の計上を要求する会計基準を作ることは困難が予想されること、産業界は受託責任報告及び処分可能利益計算を重視していること、ピープルス・キャピタリズムが未発達なため投資意思決定情報の提供という会計目的には十分な評価が与えられていないことなどが言及されている (新井・白鳥 [1991])。他面、トライアングル体制下では税務会計による逆基準性が作用し、節税や配当抑制を動機とする保守的会計実務が盛行した。財務健全化を標榜する保守主義会計が多用され、継続性原則の逸脱が横行したと言われている (醍醐 [1989])。結局、トライアングル体制は、企業の資本蓄積にとって好都合であつたのである。

9) Storey and Storey [1998] は、「なぜわれわれは概念フレームワークをもつに至ったか」と自問し、米国会計原則形成史をふり返り、①実務・経験・一般的受容性に基礎をおくピースミール原則、②『序説』の論理が実務に及ぼしている絶大な影響、③会計基準設定における ABP の権威の失墜を、その主たる要因として述べている。

計を相対化する議論が仕掛けられたのである。1978～85年にかけて、FASB財務会計概念書(以下、SFACと略す)が相次いで公表され、「財務報告の目的」「会計情報の質的特性」「財務諸表における認識と測定」「財務諸表の構成要素」といった論点が議論にかけられ、やがて「一般に認められている概念フレームワーク」¹⁰⁾(津守[2002]150頁)が形成されていったのである。

Storey and Storey [1998]の整理によれば、概念フレームワークの意義は以下のような点に認められるという。まず財務報告の目的の焦点を、「所有主に対する経営者の受託責任に関する情報」や「経営者の管理上の必要性に基づく情報」ではなく、「投資、与信その他類似の意思決定に有用な情報」に当てたことである。SFAC第1号(FASB[1978])では、会計目的として利用者志向(意思決定有用性アプローチ)を第一義的なものとし、受託責任を副次的目的(FASB[1978] pars.50-53)と位置づけた。

第2点目は、会計情報に求められる質的特性について、かつて重点をおいてきた「会計の規約としての性質」や「財務諸表上の数値を算定するための規約に基づく手続きや配分」から、「財務諸表で表示される事物および事象」に焦点を当てることへと根本的な変革を行ったことである。SFAC第2号(FASB[1980])では、市場性有価証券への支払対価は測定値として直接的に検証可能であるが、1会計期間の減価償却の金額は用いられた会計手続きの一貫性によって間接的にしか検証できない(FASB[1980] par.87)と、『序説』とは理解を異にする質的特性論を展開した。現実の世界に存在する事物や事象を表現することに重点をおく質的特性の階層構造を編成し、それに目的適合性があるならば信頼性の欠如を補って余りあるという判断ができるようにしたのである。

第3点目は、財務諸表の構成要素のうち、資産・負債に概念的優位性を与えた点である。財務諸表の基本的な構成要素を資産および負債とし、その他の構成要素をこれに依存するものとした。また、用役潜在能力、経済的便益を強調した資産概念を措定することで、貸借対照表から計算擬制項目を排除できるようにした。「資産・負債を本質的に費用・収益対応のプロセスから生じる副産物とする定義は、……資産・負債からほとんど何も排除しないために、利益からほとんど何も排除することがなかった。この定義は、規約としての性格をもつものであって、概念的なものではなかった。そのため、この定義は、期間損益の測定の大部分を個別的な判断と個人の意見に委ねることとなった」(財企業財務制度研究会誌[2001]111頁)とし、資産負債アプローチの導入を図ったのである(FASB[1985], SFAC第6号)。

このような概念フレームワークの展開をつうじて、原価主義会計を形作ってきた受託責任目

10) 会計専門家の個人的信念に属していた会計観が一般に認められたもの(合意された制度)となることで、概念フレームワーク形成の最大の意義である。端的にいえば、それは概念レベルでの会計の政治化である。討議資料の公開討論の段階から、すべての資産への時価評価の適用を唱える Arthur Andersen & Co. 派と、原価主義会計を維持しつつインフレーション対応として費用性資産に現在原価減価償却や後入先出法の活用を唱える Ernst & Ernst 派が激しく対立したのは、その好例といえる(津守[2002]265頁)。

的、検証可能性による信頼性の担保、収益費用アプローチという論理枠を背景に退け、その相対化を図る試みに成功したのである。

ところが、認識と測定を扱った SFAC 第 5 号 (FASB [1984]) においては、意に反して現行実務が 5 つの測定属性の混合からなっていることを単に確認しただけに終わった。資産負債アプローチにもとづいて、取得原価とその他の測定属性の間に概念的序列をつけることができなかったのである。つまり、(脚注 10) で示したような全面時価評価推進派と原価主義会計維持派との意見対立に直面して、双方が合意できる提案ができなかったということである。Storey and Storey [1998] ではこれに関して、「概念書 5 号は、『経験の蒸留』学派が作り出した会計原則書、すなわち本質的に実務的であって概念的ではない試み、への後退なのである」(關企業財務制度研究会訳 [2001] 212 頁) と否定的な評価を下している。

現在価値を基本的な測定属性として、その他をその代用値 (サロゲート) と位置づけるような概念的序列を築くことができなかつたわけだが、資産負債アプローチを導入した結果「包括利益」なる新たな利益概念が生じ、稼得利益を包括利益の内訳要素と位置づけることで利益概念の二元化が推し進められたし、取得原価以外の測定属性の利用、混合属性アプローチ (mixed attribute approach) への途が拓かれた。そういう意味で、『序説』いらい 30 余年の歴史を経て原価主義会計は大いに相対化されたし、包括利益や実現可能規準などの新しい概念の創造をつうじて、従来の会計利益モデルの拡張が図られたのである。

2. わが国における実現概念拡張論

わが国の高度成長期において、圧倒的な資本不足に悩む企業財務を支えたのは間接金融であった。企業会計原則がかかげた証券投資の民主化は容易には進まなかったが、その会計利益モデルは労働・資本・流通市場の「不完全性と融合して、戦後日本企業の資本蓄積に有利に作用」(山地ほか [1994] 37 頁) したといわれている。労働市場の不完全性との関わりでは退職給与引当金が、資本市場の不完全性との関わりでは取得原価主義 (土地の含み益温存) が、流通市場の不完全性との関連では実現主義が、少なくとも負債金融がピークに達する 1975 年頃までは日本の企業発展において極めて適合的に機能したのである¹¹⁾。企業会計原則は原価主義と実現概念

11) 山地ほか [1994] の第 2 章では、企業会計原則が戦後日本の企業発展に適合的であったのにもかかわらず、それがめざした財務公開制度の発展と証券投資の民主化は、全く実現しなかったと結論づけている。2009 年 3 月時点でも、日本の家計が保有する株式は投資信託と合わせて僅かに 9%、米国家計の 43% とは大きな隔りがある。債券を合わせると 12% 対 53% と、その差はさらに開く。両国とも同じく 28% が保険・年金など機関投資家に預託されているが、日本の機関投資家は国債等への保守的な運用スタイルをとることが多いという (経済同友会「わが国金融・資本市場の活性化の課題」2010 年 6 月 8 日より)。この現状を反映して、2010 年 3 月時点の東京証券取引所では、日本株保有比率においても売買シェアにおいても外国人投資家がトップの座を占めている。

の厳格な適用¹²⁾を訴えたが、(脚注8)で触れたように保守主義優位の会計政策(とりわけ多様な引当金や租税特別措置法にもとづく準備金の計上)が許容され、この面でも日本企業の資本蓄積に大きく寄与したと考えられる。

ところで売買目的有価証券(「市場性ある有価証券で一時的所有のもの」)は、余剰現預金の運用の一形態であるが、支払手段充当目的から一時的に所有しているだけであるとして、昭和38(1963)年の企業会計原則修正以前は時価評価が行われていた。ところが厳格な原価主義の適用により、それは棚卸資産と同様に費用性資産と位置づけられ、取得原価で評価(但し、支払手段充当性の観点から低価法適用が容認)されることになったのである。これが1990年代の時価会計論の焦点になる。

米国では既にSFAC第5号(FASB[1984])において市場性有価証券に対して実現可能概念の適用が提起されており、SFAS第115号(1993年)では売買目的有価証券の時価評価及び損益計上が強制されることになった¹³⁾。わが国でもバブル経済ピーク時の1990年から時価情報の開示を始めたが、(脚注8)で触れたようにその時価評価差額の損益計上はトライアングル体制下では困難であった。とはいえ、日米経済の相互浸透が進み実務の統一が早晚予想されるなかで、この理論的ギャップを埋めることが急務となったのである。

企業会計が利害調整機能を担うかぎり、資産を貨幣動態(貨幣の化身)と捉えることが求められる。有価証券はG-W-G'のW(費用性資産)に該当するため、これを原価・実現基準で認識するほかない(井上[1996]:費用性資産説)、とする通説的見解をめぐって活発な議論が始まったのである。売買目的有価証券の性格づけを貨幣性資産に変えて実現概念の適用を回避するか、実現概念の拡張により時価評価・損益計上を容認するか、あるいはその時価評価差額を発生概念によって認識するか、いずれにしてもトライアングル体制下の原価主義会計を前提として、これをいかに拡張解釈できるかという議論が進められた。

第1のアプローチは、換金可能性の高さから貨幣性資産と位置づける(白鳥[1995]:貨幣性資産説)か、配当支払手段充当性という保有目的を強調して1963年修正以前の位置づけ(畠村[1989]:現金等価物説)に戻す方向である。この場合、投資有価証券との区別の論理が立たないことや、貨幣性資産としての時価評価の論理が別途必要になるため、これだけでは議論の解決にはならない。

第2のアプローチは、SFAC第5号の「実現可能」規準(FASB[1984]:相場商品説)のように、実現概念の拡張を図る試みである。「製品またはその他の資産は、それらがさほどの努力

12) 未収収益についても、昭和49(1974)年修正以前は、実現の要件を充足していないと見なされ、回収が確実な場合を除いて原則として損益に計上しないこととしていた。実現概念の厳格な適用の好例といえよう。

13) 有価証券の時価評価は、銀行(貯蓄貸付組合:S&L)の自己資本比率規制をGAAPで行うことにしたことが契機になっている。金融自由化によるS&L危機とその規制の失敗について詳述したものに、澤邊[1998]がある。

も要せず信頼できる確定可能な価格でもって売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には (例えば、特定の農産物、貴金属および市場性ある有価証券)、収益およびある種の利得または損失は、その生産の完了または当該資産の価格の変動の時点で認識される」(FASB [1984] par.84) という考え方である。「実現可能」が「実現」と異なる点は、流動性テスト (処分可能資産規準) をクリアしていない点である。にもかかわらずこれが「実現」と同等視できるのは、「さほどの努力も要せず……売却できる」という換金可能性の存在、および「信頼できる確定可能な価格」という測定可能性の存在である。これらの条件により、取引テスト (業績表示規準) が充足できると見なせる点にある。但し、個別的な買取り契約などにより取引の確実性が保証されている「特定の農産物、貴金属」の場合は、「生産の完了」時点を実現認識の決定的時点と見なせるのに対して、「市場性ある有価証券」の「価格の変動時点」での取引の確実性は、公開市場の一定の成熟度を前提にして初めて成り立つ議論である。

このような実現拡張論に対して、なんらかの区分により原価評価・時価評価を使い分ける、第 3 のアプローチも展開された。その 1 つが、企業資本からの拘束性ある資産は原価評価、自由選択性のある (拘束性のない) 資産は時価評価を行い、後者のうち利益の確実性の低い棚卸資産は低価評価、利益の確実性の高い市場性有価証券は時価評価とする考え方 (森田 [1990, 1995]: 自由選択性資金説) である。市場性有価証券は自由選択性資金であり、かつ換金可能性 (利益確実性) が高いため、利害調整会計の枠内でも流動性テストを問わなくても良いという論理である。これは、後の日本版概念フレームワークにも通じる考え方である。

IASB 概念フレームワークに強い影響を与えたと考えられる英国会計基準においては、もっぱら測定可能性を強調した実現概念の再解釈が行われ、資産増価を事実上発生でとらえる考え方 (森川 [1995]: 測定可能性説) が示されている。実現概念をもっぱら稼得活動の進行度合い (業績表示規準) においてとらえ、工事進行基準における収益認識と同等視して、有価証券の価格変動が客観的かつ確実な価格 (=公正価値) によって確かめられる限り、測定可能性ありとして時価評価差額を損益認識するのである。

金融資産の資産増価を発生で認識する、次のような考え方もある。通用の資産 2 分類 (貨幣性・費用性) 論が売買目的有価証券を費用性 (充用分) 資産として位置づけるのに対して、資産を待機分・充用分・派遣分と 3 分類し、これを企業外への派遣分資産と位置づける。そして、派遣分資産のうち有価証券は時価評価差額、貸出金等はアキュムレーション法にもとづく増価を、ともに保有利得 (時の経過による報酬) の発生としてとらえる考え方 (笠井 [2000]: 派遣分資産説) である。有価証券はたとえ売却益が生じたとしても、あくまでこれを保有利得と考える。このような保有利得の認識は、狭義の発生主義といえることができる。この論理体系では、充用分資産の測定属性である原価、派遣分資産の測定属性である増価 (償却原価)・時価は、認識レベルではともに発生主義として併存する。原価・増価・時価といった測定属性の等価的併存が、

利害調整会計のもとでも可能と位置づけるのである。なおここでは、実現概念はもっぱら充用分資産に関する収益認識規準とされる。

以上、これらの議論はいずれも原価主義会計の枠組みを基本として維持しつつ、実現概念の拡張や混合評価アプローチを導入し、「拡張された原価主義会計」を展望するものといえる¹⁴⁾。同時にそれは、原価主義会計を緩和し相対化する試みでもあったのである。

Ⅲ. 会計利益モデルによる歯止め

1. 会計ビッグバンと日本版概念フレームワーク

時価会計論議から程なくして、わが国の会計ビッグバンの幕が切って落とされた。その狙いについて、「連結財務諸表の見直しに関する意見書」（1997年）では、次のように表明している。「1.内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、2.投資者が、自己責任に基づきより適切な投資判断を行い、また、企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、3.連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとするもの」である。ここでいわれる「内外の広範な投資家」や「国際的にも遜色のない」という表現の意味合いは、「世界共通の会計基準がないと、投資家たちは分散投資を勧めても、なかなか応じようとししない」（早房 [2001] 278頁）と、ウォール・ストリートの投資銀行家の声を代弁してティーディー氏（D. Tweedie 初代 IASB 議長）が語っていることに対応したものと見える。また、「実態に即したより適切な経営判断」というのは、次のような大手商社のトップの声に直裁に示されている。「連結決算を徹底するには、一千社以上あり、ほとんどが赤字だった子会社を事実上、整理しなくてはならなかった。これだけでも、大変なことだ。持ち合い株が時価評価され、評価損を計上しなければならないとなれば、これも整理を迫られる」（早房 [2001] 263頁）。つまり、会計ビッグバンは海外機関投資家の国際分散投資に応える実態・リスク表示の必要性を起点としており、その投資対象として応じるべく、わが国企業の財務認識を強化するために推進されたものである。

会計ビッグバンは、トライアングル体制の制約を受ける個別財務諸表をひとまず措いて、新たに主要財務諸表に位置づけられた連結財務諸表を中心に展開された。2001年には、会計ビッグバンに則した基準開発のために、大蔵省から独立した民間組織である企業会計基準委員会（ASBJ）が新たに設置された。同時に、基準開発の基礎となるわが国概念フレームワークの構築も開始された。

ASBJ [2006]「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」は、「ここでは公開企業を中心

14) 石川純治教授は、企業会計原則を立脚点として今日の企業会計の変容をとらえるとき、それを企業会計原則の「拡張」とみるか、「補完」としてとらえるか、あるいは従来との「区別」を意識してみるかによって、その変容の度合いが違ってみえてくるとされている（石川 [2008] 72頁；石川 [2000]）。本稿での論者の分類は、この見地を基礎としている。

とする証券市場への情報公開が前提とされている」(前文)と、もっぱら投資意思決定への役立ち(情報提供機能)に課題を限定し、利害調整機能についてはこれを副次的な役割として位置づけている(第1章第21項)。他方、その内容については、「現行の会計基準の基礎にある前提や概念を出発点としており、財務報告を取り巻く現在の制約要因を反映している。ここでいう制約要因とは、具体的には、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系やそれを支える基本的な考え方及び基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断などを指す」(前文)と述べ、商法や企業会計原則の考え方ならびにわが国の証券投資の現状を反映するものとなっている。とはいえこれは、たんに制約要因を受動的に反映したものではない。「今後の国際的な場での議論への参加」(前文)を念頭において、先行する FASB 概念フレームワーク(1978~2000年)や IASB 概念フレームワーク(IASB [1989, 2001])に対して、異なるあり方を唱えるものである。

日本版概念フレームワークは、次のような点で IASB と立場を異にしている。まず第1に、経営者の役割を限定し、自己創設のれんの計上を戒めている点である。「予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である」(第1章第8項)と述べ、「財務報告の目的の観点から資産に含まれないものの代表例には、いわゆる自己創設のれんがある」(第3章注14)と注意を促している。自己創設のれんの計上は経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味し、これは財務報告の目的に反するものであると論じているのである。後述のように、IASC (IASB の前身) は既に金融資産・金融負債の全面的な公正価値評価を唱えており、自己創設のれん計上への途を拓いていた。わが国概念フレームワークはこれに「待った」をかけるべく、伝統的な会計利益モデルを堅持する姿勢を明確に示しているのである。

第2の特徴は、「投資のリスクからの解放」という独自の実現概念を掲げている点である。「投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる」(第3章第23項)。これは、従来の概念(「実現」「実現可能」と)と比較して、次のような点で異なると説明されている。「最も狭義に解した『実現した成果』は、売却という事実裏づけられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実裏づけられた成果として意味づけられることが多い。この意味での『実現した成果』は、この概念フレームワークでいう『リスクから解放された投資の成果』に含まれる」(第4章第58項)。ここでいう狭義の実現概念では有価証券の評価益を認めることが困難であるが、リスクからの解放はこれより広い概念とされている。「他方の『実現可能な成果』は、現金またはその同等物への転換が容易である成果(あるいは容易になった成果)として意味づけられることが多い。この意味での『実現可能な成果』の中には、『リスクから解放された投資の成果』に該当しないものも含まれている」(第4章第58項)。ここでいう実現可能概念では、売買目的であれ売却可能であれ、その評価益を認めることができる。ところが、リスクからの解放概念にしたがえば、

売買目的有価証券はその規準をクリアしているため評価益を利益計上できるが、売却可能有価証券は売却処分に事業上の制約が課されており、その時価評価差額はリスクから解放された投資の成果とはいえないため評価益を利益計上できない（第4章注17）。このような実現概念を掲げることにより、わが国の金融商品会計基準の保有目的別処理をうまく説明しているのである。IASB 概念フレームワークには、このような実現概念（とくに流動性テスト・処分可能資産規準へのこだわり）による歯止めは見受けられない¹⁵⁾。

第3の特徴は、財務諸表の構成要素である純利益に明確な位置づけを与え、リスクからの解放規準にもとづいて、その他の包括利益のリサイクリングを行うとしている点である。これにより、従来どおり純利益のクリーン・サープラス関係の維持を求めている（第3章第10項）。これに対してIASBの概念フレームワークでは、構成要素として包括利益と純利益を区別しておらず、収益費用差額および純資産増価額をたんに利益（profit）をとして示すのみである。そういう意味では、純利益概念が無いともいえる（IASB [2001] pars. 69 and 104）。わが国が純利益一元観に立ちつつ包括利益の開示を受け入れているのに対して、後述のようにIASBは包括利益一元観にたっている。このように日本版概念フレームワークは、根本的なところでIASB概念フレームワークと考え方を異にしているのである。

2. リスクからの解放規準と金融商品会計基準

米国では1993年に売買目的有価証券の時価評価とその損益計上が始まり、1997年の包括利益表示（SFAS第130号）において、売却可能有価証券の時価評価差額のその他包括利益計上が行われるようになった。わが国においても1999年の金融商品会計基準において、売買目的有価証券の時価評価および損益算入、ならびに持合株式等その他有価証券の時価評価差額の資本直入に踏み切ることになった。日本版概念フレームワークの形成と関わって、有価証券の時価評価はどのような論理づけを与えられたのであろうか。

SFAC第5号（FASB [1984]）及び第6号（FASB [1985]）では、売買目的有価証券の時価評価差額を稼得利益に含めるとともに、長期投資として保有される持分有価証券の時価変動は稼得利益に含めず、その他の包括利益として認識される¹⁶⁾。実現可能概念を提示して、

15) IASB 概念フレームワークでは、「収益は、資産の増加又は負債の減少に関連する将来の経済的便益の増加が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される」（IASB [2001] par.92）とし、構成要素の認識時点については、「将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く、かつ、…信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合」（IASB [2001] par.83）としている。また、利得を説明して、「収益の定義には、未実現利得も含まれる。例えば、市場性ある有価証券の再評価及び固定資産の帳簿価額の増加から発生する未実現利得などである」（IASB [2001] par.76）と述べている。

16) SFAC第5号（FASB [1984]）では、次のように説明されている。まず認識とは、「ある項目を企業の財務諸表に資産、負債、収益、費用として正式に記録するかまたは記載するプロセス」（pars.6 and 58）を指すが、それが認識されるためには、定義、測定可能性、目的適合性、信頼性という4つの認識規準を充たす必要がある（par.63）。包括利益は、一会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動から構成され

いったん実現概念の拡張を意図したものの、「 \langle 実現利益 $\rangle =$ 稼得利益 \colon 認識利益 \equiv 包括利益 \rangle という論理」を媒介にして、「 \langle 認識 \neq 実現 \rangle という『分離アプローチ』」(伊藤 [1996] 453-454 頁)へとシフトが進められたのである。つまり、包括利益として認識された利益のうち、実現(可能)と認められる売買目的有価証券の評価益は利益計上され、未実現の売却可能有価証券の評価益はその他包括利益に計上(さらに実現・清算時にはリサイクリング)されることになったのである。SFAC 第 5 号は、「業績指標としての稼得利益の計算には依然としてフローの配分ルールを貫きつつ、ストックの評価差額に業績としての意義を見出せる場合には、当該部分についてフローを擬制し、その他の場合には業績指標とは峻別して扱うという構造」(辻山 [2006] 15 頁)を形作ったのである。

わが国の概念フレームワークも、これと同様の論理を構築している。投資のリスクからの解放規準による損益算入・不算入の判定、不算入項目のその他の包括利益への算入、その売却・清算時のリサイクリングという一連の会計処理は、以下のような概念づけによって支えられている。「市場価格の変動に着目した収益の測定とは、資産や負債に関する市場価格の有利な変動によって収益をとらえる方法をいう。随時換金(決済)可能で、換金(決済)の機会が事業活動による制約・拘束を受けない資産・負債については、換金(決済)による成果を期待して資金の回収(返済)と再投資(再構築)とが繰り返されているとみなすこともできる。その場合には、市場価格の変動によって、投資の成果が生じたと判断される。この場合の収益の額は 1 期間中に生じた市場価格の上昇額によって測定される」(第 4 章第 45 項)。すなわち、「市場価格の有利な変動」(ストック)をつうじてとらえられた評価差額が、「資金の回収」(フロー)とみなされて、これにフローの収益認識規準(「事業活動による制約・拘束」を受けるかどうか)が適用されるのである。このように金融投資のフローの損益計算はストック変動の認識によって補完され、その成果(投資に関する期待に対比される事実)は、事業投資の成果認識と同じくリスクからの開放規準によって識別されるのである。このようにわが国概念フレームワークは、「伝統的な利益計算の構造を維持し、既存の利益計算の担ってきた機能を維持しつつ、その経済合理性の意味を問いながら、必要に応じた修正を加えていくほうがより合理的な在り方である」(辻山 [2006] 14 頁)という考えにもとづいて構築されているのである。

それゆえ、わが国の金融商品会計基準第 10 号 [1999, 2006, 2007, 2008] は、個々の会計処理レベルでは IASB の金融商品会計基準 (IASB [2009a] IFRS 第 9 号; IASB [2009b] IAS 第 39 号) と平仄を合わせたものとなっているが、その基礎となる考え方は日本版概念フレームに則して根本的に異なったものとなっている。時価評価を基本として掲げてはいるものの、保有目的(経

る (par.39) が、ある種の利得及び損失は包括利益には含まれるものの、稼得利益からは除外される。その例として、前期損益修正の影響額、市場性ある持分証券への投資の時価変動、及び外貨換算調整勘定があげられる (par.42)。後二者は、しばしば販売前に認識されるが、投資の売却・処分まで実現不可能であると見なされている。かかる時価変動が一時的なものであるからである (par.50)。

営者の意図)による測定属性の使い分けを求めているのである¹⁷⁾。後述のように IASB は経営者の保有目的による使い分けを認めておらず、IFRS 第 9 号で導入した事業モデル別区分にしても、これは「単一の金融資産に係るものであり得る『経営者の意図』とは大きく異なる」(IASB [2009a] par. BC28) とわざわざ断っているのである。

要するに、日本版概念フレームワークは、会計ビッグバンの趣旨に即した「証券市場への情報公開」を充実させようとしているが、必ずしも伝統的な会計利益モデルから踏みでるものではなかった。むしろ、原価主義会計の論理ではうまく説明できなくなった金融商品会計について、より適合的な論理展開を試みることによってこれを補完し、伝統的な会計利益モデルを堅持すると同時に、次章で見るような純資産簿価モデルへの指向に歯止めをかけようとしているのである。

IV. 純資産簿価モデルの台頭

1. 純資産簿価モデルの台頭

会計利益モデルを、「投資者に当該企業の経済価値を推定させるモデル」と位置づけるならば、その対極には、「経営者に企業の経済価値を推定させるモデル」が考えられる。これを「純資産簿価モデル」(徳賀 [2011], 97 頁) と呼ぶことにする。わが国の概念フレームワークが、「経営者による企業価値の自己評価・自己申告」として、「財務報告の目的に反するもの」と否定してきたのが、この純資産簿価モデルである。

純資産簿価モデルでは、企業の経済価値が企業のトータルで生み出す将来キャッシュフローの現在価値によって示されることから、企業に将来キャッシュフローをもたらすものはすべて公正価値でオンバランスされることが前提となる。金融資産・金融負債は流通市場がある場合には、そこで成立する市場価値(資産でいえば現在出口価値)に市場参加者の加重平均的期待(競争的市場おける合意)が反映されている。非金融資産・非金融負債には経営者の推定する使用価値が用いられるが、その使用価値は個々の経営者に固有の経験や手腕によって全く異なるものとなる。この場合、金融資産の公正価値評価では将来の正常利益が先取りされ、棚卸資産のような非金融資産の公正価値評価では将来の正常利益と超過利益(自己創設のれんの発現部分)の

17) たとえば、以下の如くである。①金融負債は市場がないことや事業遂行上の制約があることから、時価評価の対象としない。②金銭債権は活発な市場がなく帳簿価額が時価に近いことから、時価評価を行わない。③売買目的有価証券は、投資のリスクからの解放が認められるので時価評価し、評価差額は当期損益とする。④満期保有目的債券は償却原価法を適用する。⑤子会社株式は事業投資と同様なので取得原価、関連会社株式も取得原価で評価する。⑥その他有価証券は時価評価を行うが、事業遂行上の制約から売却困難なため、その評価差額は純資産の部に計上する。⑦運用目的信託財産は時価評価し、評価差額は当期損益とする。⑧デリバティブ取引による正味債権・債務は時価評価し、時価変動を当期損益とする。但し、ヘッジ対象の相場およびキャッシュフローの変動を相殺・回避する場合は原則としてヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載する。

両方が先取りされる。投資者は、このような経営者による資産・負債の推定にもとづいて計算された純資産簿価と、現在の株価との比較をつうじて意思決定を行うことになる。純資産簿価モデルと対比すれば、会計利益モデルは原初認識された取得原価を測定ベースとしており、自己創設のれんの発現を抑止する計算構造になっている。このように両モデルは、自己創設のれんの計上・非計上を分岐点としているのである¹⁸⁾。

IASB はたびたび会計利益モデルの限界を言いつのり、純資産簿価モデルへの傾倒と思しき言明を繰り返してきた。その初発として、金融資産・金融負債の全面的公正価値評価を唱えたのが、IASC [1997] の金融資産・負債の会計処理に関するディスカッション・ペーパーであった¹⁹⁾。その論理展開は、今日に至るも IASB の見解と共通するところが多く、IASB の会計思考を理解する有力な手がかりを示してくれている。そこではまず、「金融商品の多様化や高度化という側面から見ても、あらゆる種類の事業会社によるその活用範囲の拡がりという側面から見ても、世界の資本市場は大きな発展を遂げてきたし、いまなお変化を続けている」(chap. 1, par. 4.2) と、金融商品会計の変革の必要性が強調されている。そして、「効率的市場においては証券価格が公に入手可能な情報のすべてを折り込んでいるということが、広く認められている」(chap. 1, par. 4.7) と、ファイナンス理論の示す証券価格(公正価値)への信頼が示されている。対照的に、「生産的な収益創出活動の会計に適切と考えられている伝統的な実現及び原価主義の測定概念は、積極的な財務リスク管理で用いられる金融商品の認識と測定にもはや不十分である」(chap. 1, par. 4.11) と、否定されている。具体的に、次のような金融商品会計の問題点をあげている。①現行実務ではデリバティブが認識されない。②取得原価は企業の財務リスク管理、業績・流動性・リスクエクスポージャーを評価しようとする投資家にとって情報価値を欠く。③混合評価は経営者の意図に左右され、売却時期の調整で「損益のつまみ食い」といった濫用を生む。④公正価値で評価される資産が、原価評価されている負債で調達されている場合にミスマッチを生む。⑤ヘッジ会計は資産・負債要件を充たさない繰延損益を生む。そして、これらの問題を解決するには、全ての金融資産・金融負債を公正価値で評価するのが近道であると提案しているのである(chap. 1, pars. 4.12-4.16)。さらに、「証券規制機関などは、IASC やその他の会計基準設定主体に対して、こうした問題を解決し、時間の経過に耐え得るような堅固で、存続可能な会計及び開示のシステムを形成することを強く求めてきた」(chap. 1, par. 4.18) と、変革の正当性を強調している。なお、全面的な公正価値評価はすべての事業会

18) 角ヶ谷 [2008] では、原価主義会計(会計的利益計算)、時価会計、現在価値会計(経済的利益計算)が区分され、その異同が示されている。時価会計では、会計的利益(実現)と経済的利益(未実現:一定項目の保有利得)が峻別され、その調整のためにリサイクルが行われる。現在価値会計では、全ての保有損益が計上され、自己創設のれんの計上とその変動額としての利益も計上される。本稿では、このような意味での時価会計を会計利益モデルの拡張・補完形態とみなしている。

19) IASC [1997] は、IASC 金融商品起草委員会が職業会計士団体、財務諸表作成者及び利用者、規制監督機関等から意見集約し、IASC 理事会に提出するコメントを作成する目的で公表された。

社（商工業企業、銀行及び貯蓄機関、非公開企業も例外なし）に適用できるとし、そうしなければ企業間の比較可能性が維持できず、「経営者に説明責任を負わせることを難しくする」ので、「同一の金融商品を持つ全ての企業は、同一の金融商品を同じ方法で会計処理すべきである」という画一処理の考え方を強調している（chap. 2, pars 2.1-2.18）。そして、「もしも基礎となる経済事象が変動しやすい（volatile）ものであれば、報告される価値もまた変動しやすいことを予想すべきである。つまり、会計は『ありのままに伝える（“tell it as it is”）』べきである」（chap. 5, par. 4.14）という会計規制観を表明しているのである。

ここに示された IASB の会計思考の特徴点は、第 1 に、実現概念を経営者に裁量を与えるものとして否定する代わりに、資本市場で形成される公正価値に大きな信頼を寄せていることである。その上で全ての金融資産・金融負債の公正価値での測定を唱え、純資産簿価モデルを追求している点である²⁰。第 2 は、会計と開示の区別を必ずしも明確にしていない点である。もし会計（業績）を論じているとするならば、「業績（純利益）とは何か」ということが決定的に重要である。第 3 は、このような会計思考と裏腹にある会計規制観である。業種、上場・非上場、企業規模を問わず「同一資産、同一会計」を唱える画一処理、及び「ありのままに伝える（“tell it as it is”）」ことを強調した開示第一主義的な会計規制観を示していることである。

このような会計思考は、金融商品会計基準（IASB [2009a] IFRS 第 9 号；IASB [2009b] IAS 第 39 号）にも反映されている。金融資産の公正価値測定を基本とし、①負債商品の場合は特定の事業モデルに償却原価・減損による測定を認める²¹。それ以外は公正価値で測定し、利得・損失の純損益への計上を求めている（IASB [2009a] pars. 4.1-4.4）。そして、②持分商品は公正価値で測定し利得・損失を純損益に計上しなければならないが、当初認識時に取消不能を要件とする限りで利得・損失をその他の包括利益に計上する選択を認める。その場合、受取配当は純損益に計上できるが、一度その他の包括利益に計上した利得・損失をリサイクリングすることは認められない（IASB [2009a] pars. 5.1.1, 5.4.4, B5.12）。また、③金融負債は、IAS 第 39 号で規定しているように償却原価による測定を基本とする（IASB [2009a] par. 47）。但し、負債商品の償却原価測定、持分商品に関わる利得・損失のその他包括利益への計上は、あくまで金融危機への例外的対応という位置づけである。他方で複雑性軽減を口実にして、従来認めていた「売却可

20) 純資産簿価モデルでは、次のような経路をたどり自己創設のれんが計上され、理論上は純資産簿価が株式時価総額に近似する。1つは、まさに金融資産・金融負債の時価評価である。「現状の保有意図別混合評価→金融商品全ての公正価値評価→（金融資産との不整合を解消する）金融負債の公正価値評価→（負債評価益と自己創設のれんの減価に整合性を求める）自己創設のれんの公正価値評価」という道筋である。もう1つの経路は、「販売用資産の現在出口価値による測定、自社利用資産の使用価値による測定、および当初認識時点での公正価値評価→オンバランス資産・負債の全面的な公正価値評価→自己創設のれんの公正価値評価」という道筋である（徳賀 [2009] 132-136 頁に上記の論理展開が詳述されている）。

21) 特定の事業モデルとは、その目的が満期前の売却による公正価値変動の実現にあるのではなく、契約キャッシュフローの回収にあり、もっぱら元本と利息からキャッシュフローが生じるような場合をいい、その場合は償却原価で測定する。

能区分」を廃止したことにも、そのスタンスがよく示されている²²⁾。

IASB はまた、包括利益一元化にも強いこだわりを示してきた。FASB との業績報告をめぐる共同プロジェクトでは、業績を純利益でとらえる FASB の包括利益二元論と対立し、いったんは IASB 側が譲歩する形で決着したが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂 (2007 年) においては包括利益一元観のもとづく 1 計算書方式にこだわり、暫定的に 2 計算書方式を許容する形での決着を図っている。わが国概念フレームワークは財務諸表の構成要素として純利益をあげ、これを業績 (ボトムライン) と考え、国際的調和を尊重して包括利益の計上も認めている。純利益は企業価値推定の指標であるから、その他の包括利益項目のリサイクリングは必須である (リサイクリングがなされないとクリーン・サープラス関係が維持されず、資本直入項目が非連携な状態に置かれる)。米国も、純利益に情報価値を見出している点では同様な立場である。IASB は実現・未実現区分が経営者に裁量を与えるという理由から、あくまでリサイクリングを否定する。また、「情報セット・アプローチ」(どの構成要素を重要と見なすかの判断は情報利用者に委ねるとするアプローチ) を持ち出し、利益情報を多面的に捉えたほうが業績をより理解できると論じる²³⁾。その他包括利益項目のリサイクリングは個別基準をつうじて禁じていく構えであり²⁴⁾、純利益を無意味化しようという意欲は失せてはいない。このように、IASB は公正価値測定と包括利益一元観への傾斜を深めており、純資産簿価モデルの扉を大きく開く活動を多方面にわたり展開し続けているのである。

2. FASB/IASB 改訂概念フレームワークの論理

FASB と IASB との共同プロジェクトによる改訂概念フレームワーク (FASB 側では SFAC 第 8 号) の開発は、現在、財務報告の目的を扱った「第 1 章」と、質的特性を扱った「第 3 章」が公表されている段階である。SFAC 第 8 号 (FASB [2010]) には、旧 FASB 概念フレームワーク以降の基準設定の蓄積や、IASB 概念フレームワークとの摺り合わせの結果が反映されており、その内容は多面的な把握が必要である。とはいえ、従前の FASB 概念フレームワークとの違いに着目し、会計利益モデルを立脚点として理解を進めれば、ある程度までその意図が見えてくる。原価主義会計では、①受託責任会計 (会計目的)、②認識・測定の起点としての価格

22) アドプションを目して日本の譲歩を引き出すために、IASB 理事会は持株株式の保有利得・損失のその他包括利益計上を残したといわれている (『日本経済新聞』2009 年 10 月 15 日付記事より)。

23) FASB と IASB との業績報告を巡る議論の経緯や IASB の包括利益一元化への執着ぶりについては、藤井 [2007] 第 6 章に詳述されている。

24) リサイクリングの否定を進めていくと、「純利益＝経常損益、その他包括利益＝特別損益、包括利益＝ボトムライン」というような見方 (包括利益の純利益化) になるか、逆に、その他包括利益項目をすべて当期損益に含めると、「純利益＝包括利益」というような見方 (純利益の包括利益化) になるという (荻原 [2009] 24 頁)。なお現在、IASB はその他包括利益として、在外営業活動体の換算差額、資本制金融商品への投資、キャッシュフロー・ヘッジ、不動産再評価益、確定給付制度の数理計算上の差異を例示している。

総計（原価・実現基準）、③検証可能性を基礎とする信頼性が、相互に補強し合って首尾一貫した論理枠を形成していた。これに対して旧 FASB 概念フレームワークは、①意思決定有用性アプローチ（会計目的）、②資産負債アプローチによる測定の多元化と利益概念の二元化、③目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係をつうじた会計情報の選択を論理化し、原価主義会計の相対化と代替的会計情報の併用への途（混合評価アプローチ）を拓いた。とはいえ、それは必ずしも原価主義会計の論理を排除するものではなかったし、またこれに代わる測定の一元化（公正価値あるいは現在価値）や利益概念の包括利益への一元化を指向するものではなかった。この限界を乗り越えようとするのが、新しい概念フレームワークの試みであると考えてよい。

このような視点から SFAC 第 8 号に着目すると²⁵⁾、旧 FASB 概念フレームワークとの違いが浮かび上がってくる。会計目的観として、意思決定有用性アプローチが掲げられていることに変わりはない。「現在及び将来の投資者が行う意思決定は、……投資から期待されるリターンに依存している。……リターンについての投資者、与信者、その他の債権者の期待は、報告企業に流入する正味キャッシュフローの金額、時機、不確実性についての評価（将来見通し）に依存している」（chap.1, par.OB3）。これに続いて、受託責任会計について次のように言及している点が新境地である。「報告企業に流入する正味キャッシュフローの将来見通しを評価するためには、……報告企業にとっての資源と請求権に関する情報、ならびに、報告企業の経営者及び取締役会が企業資源の活用に関する責任をいかに効率的かつ効果的に果たしたのかについての情報を必要とする」（chap.1, par.OB4）。このように、受託責任目的を投資意思決定目的のなかに組み込んでいる点が新しい特徴である²⁶⁾。但し、受託責任（stewardship）という用語は翻訳が難しいために用いないとしている（chap.1, par.BC1.28）。旧概念書で受託責任会計が独立したパラグラフ（FASB [1978] pars.50-53）として扱われていたことからすると、その自律的な論理展開の基礎が概念フレームワークから消し去られているのである。

次に、質的特性の階層構造の変化を見よう。SFAC 第 8 号では質的特性の階層構造を次のように表現している。「財務情報が有用となるためには、目的適合的であり、かつ、表現しようと意図することを忠実に表現するものでなければならない。財務情報は、比較可能であり、検証可能であり、適時性があり、そして理解可能であれば、その有用性が高まる」（chap.3, par.QC4）。これをかつての階層構造と対比すれば、第 1 に、「目的適合性」とトレードオフ関係にあった基本的特性——「信頼性」が削除され、これが「忠実な表現」に置き換えられている。第 2 に、「表現の忠実性」とならんで「信頼性」を支えていた特性——「検証可能性」が基本

25) FASB/IASB 改訂概念フレームワークでは、全く新たな論理構成要素として報告実体概念（reporting entity concept）の導入が図られているが、本稿ではこれに関わる論点を考察の範囲外に置いている。

26) 井上 [2011] では、これをもって、「主目的である資源配分意思決定目的に資する情報に受託責任情報を内包するという理論、いわば『包み込みの理論』である」（143 頁）といわれている。

的特性とは切り離され、「比較可能性」「適時性」「理解可能性」となる補強的特性に格下げされているのである。これらが最も重要な変更点であり、多くの異論が出た点でもある (chap.3, pars.BC3.25 and 3.36)。

かつて SFAC 第 2 号 (FASB [1980]) では、次のように述べられていた。「信頼性と目的適合性は、しばしば相互に対立することがある。目的適合性を増大させるために会計方法が変更される場合、信頼性が損なわれることがあり、その逆もありうる。……現在原価会計の提唱者は、継続事業からの現在原価利益は取得原価を基礎として計算される営業利益よりも一層目的に適合する事業業績の測定値であると考えている。……しかし、現在原価の決定をめぐる不確実性は相当高く、現在原価の大きさの見積りについても差異があると思われる。このような差異があるために、信頼性の内訳要素である検証可能性または表現の忠実性が損なわれることがある」(FASB [1980] par.90)。ここには、信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係が示されている。また、検証可能性と表現の忠実性が、「取得原価を基礎とする営業利益」を支持しており、現在原価利益を不確実性や見積りの差異という点で信頼性に劣るものと見ていたことが分かる。ところが、SFAC 第 8 号における「忠実な表現」は、目的適合性に歯止めをかけるものとはなっていない。例えば忠実な表現の一要素とされる誤謬がないこと (free from error) に関しては、次のように述べられている。「誤謬がないとは、現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を生産するために用いられたプロセスに誤りが含まれていないということを用いる。この文脈から分かるように、それはあらゆる観点から見て完全に正確であることを求めている訳ではない。例えば、観察できない価格や価値の見積りが正確にできるとか不正確にしかできないとかを、決めつけることはできない。見積りプロセスの性格や制約が説明されており、1つの見積りとして明瞭かつ正確に描写されているとすれば、そのような見積り数値の表現は忠実であるともいえるし、見積り数値を開発する適切なプロセスが選ばれ適用される場合は誤謬がないとされてきた」(chap.3, par.QC15)。この理解によれば公正価値測定におけるレベル 3 (Mark to Model) のように「観察できない価格や価値の見積り」も、見積りプロセスに誤りがないと説明できるのなら、忠実な表現として認められるのである。忠実な表現が目的適合性の有効な歯止めとならないことは明らかである。

さらに、検証可能性を忠実な表現と切り離して補強的特性の 1 つに格下げしたことで、この動きに拍車がかかっている。切り離しの理由については、次のように説明している。「検証可能性は忠実な表現の 1 側面と考えられていた。だが、忠実な表現の 1 側面として検証可能性を含めると、明らかに検証可能性に欠けるような情報を除外する結果を招くという指摘があった。彼らは、目的適合的な財務情報の提供において非常に重要な将来見積り数値 (例えば、期待キャッシュフロー、耐用年数及び残存価額) の多くが、直接的には検証できないものであると分かっていた。しかしまた、これら見積り数値を除外すれば、財務報告の有用性が大きく失われる

ことになる。FASBはこれに同意して、検証可能性を、望ましいけれども必ずしも必要とされない補強的特性の1つに再配置したのである」(chap.3, par.BC3.36)と。

また、検証可能性について、「互いに競争的な独立取引者間の取引における合意」といった意味での測定値を遠く離れて、「知識ある互いに独立した観察者(observers)が合意に達しうる」測定値、それも完全な合意に至らなくても、その描写が忠実な表現を満たしておればよとする解釈が示されている。計量化された情報が単一の見積値である必要はなく、確率的に示された一定幅の数値であっても、検証可能であるとされているのである(chap.3, par.QC26)。これは、公正価値測定における「類似商品の活発・不活発な市場における代替値」(レベル2)や「現在価値等理論モデルに基づく想定値」(レベル3)など、市場取引で価格が確認できないものについても検証可能性を認めるとする拡大解釈である。このように「受託責任」や「信頼性」など原価主義会計を連想させる用語を概念フレームワークから一掃するとともに、その内容についても公正価値会計を正当化するものへと変質を試みているのである。

以上から分かるようにSFAC第8号は、受託責任、取得原価、検証可能性を首尾一貫して論じた原価主義会計(『序説』)の論理枠を解体し、各要素を意思決定有用性、公正価値、目的適合性に従属的に位置づけて、会計利益モデルの解消と純資産簿価モデルの追求を図ろうとしているのである²⁷⁾。

V. むすびにかえて

米国、日本及びIASBにおける会計原則ならびに概念フレームワークの歴史的変遷を見てきたわけだが、その歩みは会計利益モデル(原価主義会計)の生成(I)・拡張(II)・補完(III)・解消(IV)と特徴づけることができる。財産法的利益観からの脱却を図り、収支を基礎とする硬度の高い純利益を計算・開示することが、原価主義会計の眼目であった。FASB概念フレームワークは、この原価主義会計の濫用(対応による際限のない計算擬制項目の計上)を抑止することを目的として、貸借対照表のリアリティを強調する論理(いわゆる資産負債アプローチ)を展開した。この論理はやがて金融商品の時価評価に適用され、原価主義会計の中核をなす実現概念の拡張をめぐる議論を呼び起こし、認識・実現分離アプローチ(利益二元化)による問題解決が図られた。これは原価主義会計の拡張、あるいは時価評価による成果計算を加味してそれを補完する試みというべきものであった。いずれにしてもこれらの局面は、会計利益モデルの豊富化と言ってもよい展開であって、いまだ重要な歯止めが失われたわけではなかった。とこ

27) FASB/IASB改訂概念フレームワーク(SFAC第8号)では、「一般目的財務報告は報告企業の価値を表示することを意図していないが、現在及び将来の投資者、与信者、その他債権者が報告企業の価値を見積もる手助けをする情報を提供するものである」(FASB [2010] chap.1, par.OB7)としているが、既にIASBは買入のれんの非償却・減損処理の原則化、金融資産・金融負債の全面公正価値評価の提唱、有形固定資産・無形資産の再評価オプション等、自己創設のれん計上への途に踏み出している。

ろが次の局面では、会計利益モデルの解消をつうじて、歯止めなき純資産簿価モデルの展開が進められようとしている。これが大恐慌いらい 80 年余に及ぶ変遷であり、ひとつの計算的仮構（原価主義会計）から別な計算的仮構（公正価値会計）への重心移行の歩みである。

このような変容の積極面としては、資産負債アプローチの導入による貸借対照表のリアリティの回復と開示の拡充が上げられる。「計算擬制項目」のオフバランス化（研究開発費の即時費用化等）、オフバランス項目・金額のオンバランス化（ファイナンス・リースの資産・負債計上、金融商品の時価評価差額の計上や固定資産の減損処理等）などである。

逆にこんにち、懸念すべき否定的側面も明らかになっている。理論的には、実現概念の忌避あるいは Cash-to-Cash Cycle の軽視に起因する問題である²⁸⁾。例えば IASB はその他包括利益項目のリサイクルを禁じているが、これは実現利益（純利益・業績）を否定し、包括利益への利益一元化をめざすものである。この前提に立って純資産簿価モデルを追求すれば、将来の正常収益を先取りした金融資産の公正価値（出口価値）や、将来の超過利益を先取りした非金融資産の使用価値（自己創設のれんを含む現在価値）といった、市場のボラティリティや経営者の推定の余地の大きい（硬度の低い）測定値によって、純資産簿価ならびに包括利益（多くの未実現利益が含まれる）が計算される。これらの会計情報は、投資家が自己の期待を事後に確認するための基礎としても、投資家の企業価値推定の基礎としても信頼性に欠けるため、財務報告をめぐる深刻な対立を引き起こす虞がある²⁹⁾。

すでに我々は金融危機のなかで、株主資本主義（例えばストック・オプション）に動機づけられた経営者が、金融商品の価格騰貴を好機と見て経営資源を異常な投機に振り向け、実物経済の中長期的発展に深刻な影響をもたらした事例を見てきた。最近もまた、負債再評価益を活用する米国金融機関の事例が、時価会計の「いいとこ取り」として報道されている³⁰⁾。「会計はボラティリティをありのままに伝える（“tell it as it is”）べき」（IASB [1997] chap. 5, par. 4.14）といった会計規制観を、もはや万能と見ることはできない。大恐慌期の恣意的な資産評価実務を封じるべく考案された会計利益モデルには、Cash-to-Cash Cycle が計算構造に組み込まれており、経営者行動を事前に枠づける会計規制が企図されていたのである。

資本市場の金融安定性に責任をもつ規制機関及び政策決定者の情報ニーズに関して、改訂概

28) 市場や企業の危機といえは、それは常に流動性（＝実現）の困難を意味している。財務報告の役割を情報提供機能に限定したとしても、社会通念上自明とされる実現概念をその規約から取り除けば信頼性が維持できるだろうか。例えば同額の包括利益を計上していても、これが実現利益で満たされている企業とそうでない企業とでは、危機における財務安全性で前者が勝るのは明らかである。包括利益一元化を行えば、この両者の違いは覆い隠されてしまう。

29) 残余利益モデルによれば、純資産簿価モデルでも会計利益モデルでも企業価値推定の結果は同一となる。だが、純資産簿価モデルを追求すればするほど、市場のボラティリティや経営者の推定に依拠する部分が増大して情報の硬度が劣るため、信頼性確保において深刻な困難に遭遇する（徳賀 [2009] 145-155 頁、桜井 [2011] 5-14 頁）。

30) 『『いいとこ取り』選択惑わず、時価会計は投資家の味方か』『日本経済新聞』2011年10月23日付け記事より。

念フレームワークは次のようにいう。「金融安定性を維持する最善の方法は、資産および負債の価値変動を財務諸表に反映させない、もしくは遅延して反映させるように報告企業に求めることだ」という見解があるが、それが投資者・与信者・その他の債権者から彼らが必要とする情報を奪う結果となることは明らかである。唯一の解決策は有用な情報提供という現在の目的を削除する（あるいは弱める）ことであるが、それは資本市場参加者の情報ニーズに応えるという当審議会のミッションと矛盾する」（FASB [2010] chap.1, par.BC1.23）と。それが FASB/IASB にとっての唯一の選択だとすれば、資産負債の価値変動の財務諸表への反映と Cash-to-Cash Cycle との絶妙なバランスを図るべく、理論的にも政策的にもいっそう困難な舵取りが求められるだろうことは言うまでもない。

参考文献

- AAA [1936], “A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports,” *Accounting Review*, Vol.11, No.2, pp.187-191, 中島省吾訳編 [1956] 『A.A.A. 会計原則—原文・解説・訳文及び訳注—』中央経済社, 3-7 頁, 23-40 頁。
- [1977], Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, “*Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*,” AAA, 染谷恭次郎訳 [1980] 『アメリカ会計学会・会計理論及び理論承認』, 国元書房。
- FASB [1976], *FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1978], Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- [2010], Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB,
- IASB [2001], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, IASC 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。
- [2009a], IFRS 9, *Financial Instruments*, IASB, IASC 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。
- [2009b], IAS39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASB, IASC 財団編,

- 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010]『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社。
- IASC [1997] Discussion Paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASC, 国際会計基準委員会 [1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会。
- Littleton, A.C.[1928], "What is profit?," *Accounting Review*, Vol.3, 1928, pp.278-288.
- [1929], "Value and Price in Accounting," *Accounting Review*, Vol.4, 1929, pp.147-154.
- Paton, W.A. and A.C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No.3, AAA, 中島省吾訳 [1958]『ペイトン＝リトルトン社会会計基準序説』改訳版, 森山書店。
- Storey, R.K. and S. Storey [1998], *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report, 財企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』COFRI 実務研究叢書, 中央経済社。
- 新井清光・白鳥庄之助 [1991]「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』第 435 号, 28-33 頁。
- 新井清光 [1978]『会計公準論<増補版>』中央経済社。
- 編著 [1989]『企業会計原則の形成と展開』中央経済社。
- 石川純治 [2000]『時価会計の基本問題』中央経済社。
- [2008]『変貌する現代会計』日本評論社。
- 石原裕也 [2008]『企業会計原則の論理』白桃書房。
- 伊藤邦雄 [1996]『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 井上良二 [1996]「市場性ある有価証券の性格とその測定」『JICPA ジャーナル』487 号, 54-59 頁。
- [2011]「わが国の会計基準とグローバル・スタンダード —そのコンバージェンスに関連して—」『会計』第 180 巻第 4 号, 136-148 頁。
- 岩崎 勇 [2011]「IASB の会計概念フレームワークについて —財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性を中心として—」『税経通信』2011 年 4 月, 38-43 頁。
- 荻原正佳 [2009]「IASB/FASB の提案する財務諸表の表示のあり方の方向性」『企業会計』第 61 巻第 12 号, 18-25 頁。
- 笠井昭次 [2000]「原価・時価・増価の統合の論理—発生主義会計の再構成—」『会計』第 157 巻第 1 号, 37-50 頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」ASBJ。
- 草野真樹 [2010]「金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴」日本会計研究学会スタディ・グループ『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義』(最終報告), 37-60 頁。
- 熊谷五郎 [2010]「金融商品会計基準の改訂と金融規制改革」『企業会計』第 62 巻第 4 号, 45-52 頁。
- 黒澤 清 [1984]「企業会計原則の歩み」『企業会計』第 36 巻第 1 号, 4-11 頁。
- 桜井久勝 [2011]「利益情報と純資産情報の最適バランスの探求」『国民経済雑誌』2011 年 7 月, 神戸大学経済経営学会, 1-16 頁。
- 澤邊紀生 [1998]『国際金融規制と会計制度』晃洋書房。
- 寫村剛雄 [1989]『会计学一般原理』白桃書房。
- 白鳥栄一 [1995]「伝統的原価主義会計の矛盾」『企業会計』第 47 巻第 1 号, 31-36 頁。
- 醍醐 聰 [1989]「保守主義優位の会計思考と明日の会計規範」新井清光編著 [1989]『企業会計原則の形成と展開』中央経済社, 187-207 頁。
- 辻山栄子 [2006]「会計における基礎概念の整合性と情報のレリバンス」『会計』第 169 巻第 1 号, 1-19 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2008]「会計的利益と経済的利益の間」『会計』第 173 巻第 1 号, 15-29 頁。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘 [2009]「公正価値会計の意味—概念の明確化と経済社会のインパクト—」(シャム・サンダー・山地秀俊編『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』神戸大学経済経営研究所, 121-164 頁。

- [2011] 「会計利益モデルと純資産簿価モデル—フロー・ベースからストック・ベースへのパラダイム転換—」『企業会計』第63巻第1号, 93-102頁。
- 新田忠誓 [2001] 「収支会計, その分類論と評価論—「企業会計原則」再考—」『會計』第159巻第4号, 1-12頁。
- 早房長治 [2001] 『だれが粉飾決算をつくるのか』廣済堂出版。
- 藤井秀樹 [1996] 「金融商品の会計基準（草案）に見る『会計の情報化』—その現代的特徴と方向」安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』中央経済社, 254-276頁。
- [2007] 『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社。
- [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』2011年7月, 神戸大学経済経営学会, 17-40頁。
- 森川八洲男 [1991] 「時価情報の開示（Ⅱ）」『税経通信』1991年10月号, 43-48頁。
- [1995] 「情報開示と原価主義会計の展開」『企業会計』第47巻第1号, 52-58頁。
- 森田哲彌 [1990] 「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討」『企業会計』第42巻第1号, 18-24頁。
- [1995] 「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号, 25-30頁。
- 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚 [1994] 『日本的企業会計の形成過程』中央経済社。

